

年金 国保・年金

国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付け中

令和元年度分(7月～2年6月)の申請を受け付けています。申請時点から2年1カ月前の月分までの未納期間についても申請できます。

申 年金手帳、本人確認書類を市民課(市役所1階3番窓口)へ

問 同課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

国民年金の学生納付特例申請受付

申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

申 年金手帳(持っていない場合は、本人確認ができるもの)、在学期間が分かる学生証(コピー可)または在学証明書を市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ

問 同課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

子育て・教育

児童手当を振り込みます

令和元年10月～2年1月分の同手当を2月10日(月)に指定預金口座に振り込みます。※今回振り込まれていない方は、現況届が未提出の場合がありますので、子育て支援課へお問い合わせください。

問 同課 ☎内線2753

児童育成手当を振り込みます

ひとり親家庭などの経済的負担軽減のために支給する手当です(所得制限あり)。令和元年10月～2年1月分の同手当を2月10日(月)に指定預金口座に振り込みます。

問 子育て支援課 ☎内線2752

「進路予定調査票」は2月10日(月)までに返送してください

令和2年度小・中学校入学予定者の保護者に「就学通知書」を郵送しました。同封の「進路予定調査票」(はがき)は、プライバシー保護シールを貼って2月10日(消印有効)までに必ず返送してください。

私立・都立・国立の小・中学校へ入学する方は、「進路予定調査票」と「入学承諾書(入学許可書)」の原本を直接または郵送で「〒181-8505学務課(教育センター1階)」へ提出してください。

※①就学通知書が届かない、②病气、そのほかの理由で入学を遅らせたい、③二重国籍を持つお子さんで外国人学校に就学を希望する、④お子さんの就学に関し

て、障がいなど課題や心配事がある、⑤指定校以外の学校への就学を特に希望する場合は、同課へご連絡ください。

問 同課 ☎内線3233

東多世代交流センターの催し(2月)

◆親子ひろば

日 ①わくわくランド=月・火・金曜日午前10時～午後2時(11日(火・祝)を除く)、②ひよこちゃんランド1=水曜日午前10時～午後1時、③ひよこちゃんランド2=木曜日午前10時～午後1時、④お父さんも一緒にわくわくランド=土曜日午前10時～午後1時

人 ①④就学前のお子さん、②③1歳までのお子さん

所 ③牟礼コミュニティセンター

◆定例行事

日 将棋の日=6日(休)午後3時30分～4時50分、水曜文庫のおはなし会=12日(休)午後3時30分～4時

※そのほかの定例行事は、「じどうかんだより」や市ホームページをご覧ください。

◆おもちゃの病院

日 12日午後2時～4時

料 特殊部品などの交換は実費

申 いずれも当日会場へ

◆ママヨガ講座 保育

日 18日(火)午後1時30分～2時30分

人 20人、保育(1歳以上)20人
講 ヨガイストラクターの平手紘子さん
物 タオル

申 7日(金)午前9時から直接または電話で同センター ☎44-2150へ(先着制)

問 同センター ☎44-2150

むらさき子どもひろばの催し(2月)

◆乳幼児のあそびひろば

日 大型遊具で遊ぼう・ボールプール=月曜日午前9時～11時30分(3日(月)を除く)、げんきっ子ランド=火～金曜日午前9時～10時50分(4日(火)・5日(水)・7日(金)・18日(火)を除く)、みんなであそぼ! =火～金曜日午前11時～11時30分(4・5・18日・19日(水)を除く)

◆乳幼児対象のイベント

日 ①節分=3日、②手形アートスタンプ=4・5日、③変身スペシャルバスデー=13日(木)・14日(金)、④リズム遊び=18日、いずれも午前11時～11時30分

人 ①～③就学前のお子さん、④1歳6カ月～就学前のお子さん

物 ②タオル、汚れてもよい服装

申 いずれも当日会場へ

◆小学生対象のイベント

日 ①みんなであそぼうデー=毎週水曜日午後3時30分～4時30分、②スポーツの日=6日(休)午後3時30分～5時、③卓球

の日=7日午後3時30分～4時45分、④積み木であそぼう=8日(土)午後1時30分～3時

人 ④15人

物 ②③飲み物、タオル(②運動靴)

申 当日会場へ(④2月1日から直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制))

問 同ひろば ☎49-5500

みたかおもちゃの病院(2月)

所 三鷹市消費者活動センター運営協議会

日 所5・19日の水曜日=消費者活動センター、8・22日の土曜日=リサイクル市民工房、いずれも午後1時～3時

料 特殊部品などの交換は実費

申 当日会場へ

問 同センター ☎43-7874

西多世代交流センターの催し

◆ユースタイムセブン

日 毎週水曜日午後5時～7時

人 在学・在勤を含む市内の中高生、同世代の方

◆ペーパークラフト

日 2月26日(水)午後3時～4時30分

講 ペーパークラフト作家の吉原順一さん

申 いずれも当日会場へ

問 同センター ☎31-6039

星と森と絵本の家の催し(2月)

日 ①絵本のおはなし「まってるまってる」=12・26日の水曜日午後2時から、②街頭紙芝居=15日(土)午後2時から、3時から、③ICU留学生のおはなし会=16日(日)午後1時30分から、2時30分から

申 当日会場へ

問 同施設 ☎39-3401

ちいさなお話会

絵本の読み聞かせや手遊び、折り紙など。

所 連雀地区住民協議会

日 2月22日(土)午前10時30分～11時30分

人 6歳までのお子さんと保護者30人

所 連雀コミュニティセンター

申 当日会場へ(先着制)

問 同センター ☎45-5100

おやこでよって

チョコっとあつぷる一む(3月)

所 NPO法人みたか市民協働ネットワーク

日 ①ベビーサインで楽しい子育て=2日(月)、②ママ護身術エクササイズ(パンチ編)=5日(木)、③まわりに振り回されないママになるヒント=9日(月)、④産前・産後の骨盤ケア=12日(木)、⑤みんな一緒にベビーマッサージ=16日(月)、⑥子育て色々大変!と感じるママあつまれ=19日(木)、⑦泣きやむ、よく寝る抱っこの方法と抱っこひも=21日(土)、⑧ヨガママで骨盤調整(ハイハイ前)=23日(月)、⑨足形つきのバッグを作ろう!=26日(木)、⑩パパの育児力アップ講座=28日(土)、い

れも午前10時30分～正午

人 ①4カ月～1歳6カ月のお子さんと保護者8組、②首据わり～1歳6カ月のお子さんと母親6組、③④3歳までのお子さんと母親、妊婦6組、⑤2～11カ月のお子さんと保護者8組、⑥3歳までのお子さんと母親6組、⑦首据わりまでのお子さんと保護者、妊婦4組、⑧ハイハイ前のお子さんと母親8組、⑨3歳までのお子さんと保護者10組、⑩ハイハイ前のお子さんと父親8組

所 市民協働センター

料 ①②③⑧⑩1,500円、④2,000円、⑤1,800円、⑥500円、⑦1,500円(夫婦2,000円)、⑨1,200円

※②防犯ホイッスル付き、④さらし付き、⑤オイル・シート代を含む、⑨材料代を含む。

物 ②抱っこひも、⑤バスタオル、授乳ケープ、⑨授乳ケープ、⑩バスタオル

申 問 2月15日(土)午前9時から必要事項(11面参照)・お子さんの名前(ふりがな)・年齢を同センター ☎46-0048・FAX 46-0148・✉kyoudou@collabo-mitaka.jpへ(先着制)

就学説明会

—令和3年度の就学に向けて

就学に向けた小学校、教育支援学級(固定制)、都立特別支援学校に関する説明と、就学相談の予約受け付け。

日 3月3日(火)午前10時～正午

所 教育センター

申 問 直接または電話で子ども発達支援センター(元気創造プラザ1階) ☎45-1122へ

小・中学校を卒業していない方のための夜間学級

日本語を習得していない方のために、日本語学級も開設しています。

人 令和2年4月1日時点で16歳以上で、小・中学校を卒業していない方(年齢・国籍不問)

所 世田谷区立三宿中学校夜間学級(世田谷区太子堂1-3-43)

申 問 同校 ☎03-3424-5255へ(午後2時以降)

高齢者

介護給付費通知書を送付します

平成31年4月～令和元年9月に介護保険サービスを利用した方を対象に、サービスの内容と費用をお知らせする通知書を2月14日(金)に発送します。

※この通知書による手続きは不要です。
問 高齢者支援課 ☎内線2684

消費者相談窓口から 329 無料でうたった屋根工事にご注意!

問 消費者相談窓口 ☎47-9042

相談事例

突然自宅に来た工事業者から、無料で屋根の点検をされると言われた。点検後、「屋根が壊れかけているので、大雨が降らないうちに修理をした方がよい。火災保険を使えば自己負担なしで工事ができる」と勧められた。保険金請求の代行を依頼して工事の契約をしたが、家族に怪しいと指摘されたので解約したい。(70代・女性)

アドバイス

無料で家屋を点検した後、すぐに工事が必要だと不安をあおって契約させる点検商法の相談が寄せられています。保険を使って無料で修理できるという勧誘を受けたら、工事業者と契約する前に保険会社に相談しましょう。自然災害による住宅の損傷は火災保険の補償対象になることが多いですが、経年劣化によるものは対象外で、事実と異なる理由での保険請求は不正請求に当たります。

「保険が使える」という言葉を信じて安易に契約すると、保険が下りずに工事代金が全額自己負担になることや、工事をしない場合でもキャンセル料を請求されることがあります。契約を迫られてもその場で決めずに家族や知人に相談し、必要な工事であっても複数の事業者から見積もりを取りましょう。

困ったときや判断に迷ったときは、消費者相談窓口または消費者ホットライン ☎188にご相談ください。